

2019.07.01

ESG リスクトピックス <2019 年度第 3 号>

本誌では、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）に関する国内・海外の最近の重要なトピックスをお届けするとともに、企業の抱える疑問などについて紹介・コメントいたします。

今月の主なトピックス

Environmental—環境—

■ 生物多様性 ■

OECD、生物多様性保全に資する金融、経済、ビジネスのあり方を提言

5月5～6日に開催されたG7環境大臣会合において、OECDは”Biodiversity: Finance and the Economics and Business Case for Action”と題する報告書を発表した。同報告書は生物多様性がもたらす生態系サービスの価値を世界のGDPの1.5倍以上に相当する125～140兆米ドル/年と算定した。一方で、1997年から2011年の間に、土地の利用変化によって4～20兆米ドル/年、土地の劣化によって6～11兆米ドル/年の生態系サービスが失われており、生物多様性の喪失は21世紀最大のリスクの1つであると指摘している。それを受けて同報告書では、2020年の第15回生物多様性条約締約国会議（COP15/中国）で議論されるポスト愛知目標を念頭に、ビジネス及び投資の意思決定に生物多様性への影響評価を統合するなどの変革が必要と提言している。

（参考情報：2019年5月6日付 OECD HP：

<http://www.oecd.org/environment/resources/biodiversity/biodiversity-finance-and-the-economic-and-business-case-for-action.htm>）

■ 環境保全・サーキュラーエコノミー ■

WWF（世界自然保護基金）、プラスチック廃棄物削減のためのイニシアチブ「ReSource:Plastic」を発足

国際的な環境NGOのWWF（世界自然保護基金）は5月14日、プラスチック廃棄物問題に対応するためのイニシアチブ「ReSource:Plastic」を発足した。このイニシアチブは企業のプラスチック課題へのコミットメントを有意義で測定可能な活動へと変えることを目的とし、専門家による助言やツール・ガイダンス等を提供するとともに、他企業や政府機関との連携等の支援が受けられる。本イニシアチブには、マクドナルド、P&G、スターバックスといった世界的な企業が参加を表明している。

（参考情報：2019年5月14日付 WWF HP：

<https://www.worldwildlife.org/press-releases/wwf-launches-activation-hub-to-help-prevent-10-million-metric-tons-of-global-plastic-waste>）

■ 気候変動 ■

TCFD コンソーシアムが発足

5月27日、TCFD コンソーシアム設立総会が開催された。同コンソーシアムは、TCFD*の提言に賛同する企業と金融機関の連携を目的として設立された。発起人には、経団連や全銀協の会長等の5名が名を連ね、5月27日時点で164社・団体が参加している。また経済産業省、金融庁、環境省がオブザーバーとして参画する。今後、同コンソーシアムは経済産業省が主導して策定したTCFDガイダンスの改訂やグリーン投資ガイダンスの策定などの活動を行う。

* 金融安定理事会が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の略称であり、2017年6月に投資家や企業が気候変動による事業リスクと機会について評価、開示し、経営判断に組み込むための枠組みを提言する報

告書を公表した。TCFDの提言に対して、2019年6月時点で785の企業、法人、政府機関が賛同を表明している。

(参考情報：2019年5月21日付 環境省 HP：<http://www.env.go.jp/press/106805-print.html>ほか)

■ サークュラーエコノミー ■

日本政府、プラスチック資源循環戦略を策定

日本政府は5月31日、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、気候変動、アジア各国での廃棄物輸入規制等の課題に対応するための「プラスチック資源循環戦略」を策定した。同戦略では「3R+Renewable」の基本原則のもと、ワンウェイプラスチック*の使用削減、効果的な分別回収・リサイクル、海洋プラスチック汚染の防止などを重点戦略に掲げた。「2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクルとする」などのマイルストーンも定めている。

* 一度使用した後にその役目を終える（リサイクルをしない／できない）プラスチックのことを指す。

(参考情報：2019年5月31日付 環境省 HP：<https://www.env.go.jp/press/106866.html>)

Social—社会—

■ 情報管理 ■

総務省が「サイバーセキュリティ対策情報開示の手引き（案）」に対する意見募集を実施

総務省は5月17日、同省サイバーセキュリティタスクフォース情報開示分科会での検討結果を踏まえ作成した「サイバーセキュリティ対策情報開示の手引き（案）」を公表、意見募集を実施した。同手引きは、開示書類におけるサイバーセキュリティ対策の開示項目の例や開示資料の事例集を掲載し、各企業において情報開示の在り方を検討する際の参考資料となることを目的としている。

(参考情報：2019年5月17日付 同省 HP：

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00024.html)

■ 食品ロス ■

食品ロス削減推進法が成立

「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」が5月24日に参議院にて可決、成立した。同法では食品ロスの削減を国民運動として推進することを目的としており、事業者に対して、国または地方公共団体が実施する食品ロス削減に関する施策への協力、事業活動における食品ロス削減への積極的取組を努力義務として求めている。

(参考情報：2019年5月24日付 参議院 HP：

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/198/meisai/m198090198008.htm>)

■ リスクマネジメント ■

政府が南海トラフ地震の対策推進基本計画を修正、行政や企業、学校などの対応を盛り込む

政府の中央防災会議は5月31日、「南海トラフ地震の防災対策推進基本計画」を修正した。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」* 発表時の国・地方自治体や病院・百貨店・学校・福祉施設等が講じるべき措置のほか、公立学校・病院などの耐震化推進などを盛り込んだ。今回の修正は2014年の策定後初めてで、「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」** や最近の災害対応の教訓等を受けた対応を盛り込んだ。

* 想定震源域内のプレート境界においてモーメントマグニチュード（断層のずれの規模をもとにして計算したマグニチュード）8.0以上の地震が発生した場合に、気象庁から発表される。

** 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」により2018年12月公表。

(参考情報：2019年5月31日付 内閣府 HP：<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>)

Governance—ガバナンス—

■ 情報開示 ■

日本取引所グループ、SSE イニシアティブの ESG 情報開示ガイダンスを日本語版で公表

日本取引所グループ（JPX）は6月3日、国連機関や各国の証券取引所などで構成する「SSE イニシアティブ」*が策定した「ESG 情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」の和訳版を公表した。上場会社に、ESG 情報の効果的で信頼性の高い開示を促すのが**狙いで、開示の意義や視点・留意点を提示したもの。開示内容の参考資料の位置づけ。昨年6月改定のコーポレートガバナンス・コードで示した ESG 情報の積極的な開示要請と軌を一にする。

* Sustainable Stock Exchanges Initiative

国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連グローバル・コンパクト(UNGC)、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)、責任投資原則（PRI）により運営。各国の取引所が加盟し、JPX は2017年12月より加盟。

** 2018年7月、ESG 投資の普及とサステナブルな社会の実現を目指す「サステナビリティ推進本部」を設置。本公表は同取組推進の一環。

(参考情報：2019年6月3日付 同社 HP：

<https://www.jpx.co.jp/corporate/news/news-releases/0060/20190603-01.html>)

全般・その他

■ ESG 投資 ■

米議決権行使助言会社 ISS が、企業の ESG 取組が向上との調査結果を発表

米大手議決権行使助言会社インスティテューショナル・シェアホルダー・サービシーズ社（ISS 社）は5月15日、世界的な ESG への議論の盛り上がりに応じて企業の ESG 取組が向上しているとの調査結果を発表した。同日発表の「ESG レビュー2019」によると、同社独自の ESG 基準に基づき企業の遵守状況を分析したところ「優」または「良」と評価された企業の割合が前年の17%強から20.4%に上昇したという。

(参考情報：2019年5月15日付 ISS HP：

<https://www.issgovernance.com/companies-steadily-improve-esg-rating-performance-new-report-finds/>)

■ SDGs ■

経済産業省が企業の SDGs 経営支援を目的に成功事例などをまとめたガイドを公表

経済産業省は5月31日、国内企業の SDGs 経営の実践を支援するため、国内外の成功事例を参考に企業が SDGs を経営に取り込む方法や投資家はその取組を評価する視点などを整理した「SDGs 経営ガイド」を公表した。企業・投資家やステークホルダーに関わる SDGs の意義や現状認識などを整理した「Part1.SDGs-価値の源泉」と、企業が SDGs 経営を実践する際の手法や要点を解説した「Part2.SDGs 経営の実践」で構成。同省は今後、主要20カ国・地域（G20）各会議などを通じて、本ガイドの国内外の企業・投資家への普及・浸透を図る。

(参考情報：2019年5月31日付 経済産業省 HP：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/05/20190531003/20190531003.html>)

今月の『注目』トピックス

<ESG>

OGPIF が ESG 情報の開示についての調査研究結果を公表

(参考情報：2019年4月25日付 年金積立金管理運用独立行政法人 HP)

年金積立金管理運用独立行政法人（以下、GPIF）は4月25日、「ESGに関する情報開示についての調査研究報告書」を公表した。

GPIFはユニバーサルオーナー*として、国内株式におけるESG指数や、国内外の株式における環境指数の選定等に取り組んでいるが、その推進にあたっては、企業によるESG情報の開示が重要となる。しかし、TOPIX構成企業においては、情報開示に積極的な企業群と開示が相対的に遅れている企業群とに二分されており、情報開示の底上げが必要な状況となっている。同報告書はその原因として次の2点を挙げている。

- ① ESG情報開示に関する様々な基準、フレームワーク、ガイドライン等が、国内外で相次いで策定されたことにより、企業はどの基準に沿って情報を開示すべきか、混乱している
- ② 企業は、ESG情報を開示すべきこと自体は理解しつつも、開示情報の具体的内容、優先して取り組むべき基準について疑問を抱えている

上記を踏まえ同報告書は、国内外の主要なESG情報開示基準等の比較分析、および全体像の整理・考察を取りまとめている。主な調査結果、および提言は以下のとおり。

<調査結果>

項目	概要	
投資家の ESG 投資戦略と開示情報のニーズについて	・投資家が採用する ESG 投資戦略によって、企業に開示を求める ESG 情報の内容は異なる。	
国内外の主な ESG 情報開示基準等（※）において共通する開示項目・各基準の特徴	共通する開示項目	・「ガバナンス」、「マテリアリティ**の特定」、「ESG リスク・機会の認識等」、「戦略・取り組み等」、「実績（KPI）等」は概ね共通している。
※ 「世界の主要な ESG 情報開示基準等」 ・国際統合報告フレームワーク ・GRI スタンダード ・SASB スタンダード ・TCFD 最終報告書 「国内の開示基準等」 ・環境報告ガイドライン ・価値協創ガイダンス ・有価証券報告書	各基準の特徴	・国際統合報告フレームワークは、他の開示基準等と補完関係にあり、ビジネスモデルの総体的・体系的な開示を求めている。 ・GRI と SASB の両スタンダードは、サステナビリティの定義や情報開示の目的、開示項目・指標の設定が大きく異なる。 ・SASB スタンダードは、気候変動シナリオ分析を含め、TCFD 最終提言書に基づく開示を進める際の参考になりうる。
世界の主要な年金基金の ESG 情報の開示状況	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の主要な年金基金において、ESG 投資に特化した年次報告書の公表等、様々な形での情報開示が広がっている。 ・世界の主要な年金基金は、「説明責任」「透明性」「影響力」を動機として、ESG 情報の開示を行っている。 ・規模の大きい年金基金を中心に、ESG 情報開示基準等の策定 	

	団体に直接関与する傾向が確認される中で、TCFD 最終提言書が広い支持を得ると同時に、SASB スタンドアードも一定の支持を得ている。
--	---

<提言>

提言対象	内容
企業	<p>①企業は、投資家の ESG 投資戦略が多様化しており、戦略毎に異なる ESG 情報を求められる状況について、理解を深めるべきである。</p> <p>②企業は、情報開示項目同士の関連性も意識し、必要に応じて各項目の関連性についての情報を補足して開示すべきである。</p> <p>③ESG 情報の開示が十分でない企業については、各情報開示基準等で共通している項目を手始めに、開示に着手すべきである。</p> <p>④既に ESG 情報開示に取り組んでいる企業については共通項目の開示に加えて、ESG 投資家の属性を明確に意識し、開示情報の更なる充実化に取り組むべきである。</p>
GPIF、アセットオーナー	<p>①アセットオーナーは「説明責任」「透明性」「影響力」の視点を意識した適切な ESG 情報の開示を行うべきである。</p> <p>②GPIF は個々の企業との「建設的な対話」が禁止されているため、企業からの情報開示を活用すべきである。</p> <p>③海外の主要なアセットオーナーと同様、GPIF も運用において重視するマテリアリティの開示を検討すべきである。その理由として、GPIF の開示内容が、「具体的にどういった ESG 情報を開示すべきか分からない」状況にある投資先企業にとって、開示すべき情報についての有益な示唆となり得ることが挙げられる。</p> <p>④GPIF は運用受託機関に対して、上記①～③の取り組みへのサポートを促すべきである。</p>
ESG 情報開示基準等の策定団体	<p>・利用者の利便性を高める観点から、ESG 情報開示基準等の策定団体は、開示項目・指標レベルでの整合性の向上、並びに共通点・差異の明確化に向けた取り組みの強化を図るべきである。</p>

(出典：上記いずれも同報告書を基に MS&AD インターリスク総研作成)

* 投資額が大きく、資本市場全体に幅広く分散して運用する長期投資家の呼称。

** 企業にとって重視する ESG 課題。

Q&A

**Question**

2019年3月に内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表しました。内容を踏まえ、企業が備えておくべき対策を教えてください。

Answer

1. ガイドラインの目的

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（以下、「本ガイドライン」）」は、南海トラフ地震の発生可能性が高まった際に、地方自治体や指定公共機関等が取るべき防災対応を事前に計画化する際の指針です。「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（南海トラフ特措法）第3条で定義されている推進地域*（1都2府26県707市町村）に所在または事業活動を行う企業は、本ガイドラインを参考に現状の防災対応を見直すことが求められています。

2. ガイドラインの対象

政府の中央防災会議の調査部会は2017年8月、東海地震を前提に「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく…確度の高い地震の予測はできない」と公表。2017年11月に、大規模地震対策特別措置法の成立（1971年）以来運用されてきた「東海地震に関連する情報」に代えて、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しました。

「南海トラフ地震に関連する情報」には「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報**」の2つがありますが、本ガイドラインでは、主に前者が発表された際の対応が対象です。

3. 「南海トラフ地震臨時情報」

気象庁は、南海トラフの想定震源域またはその周辺でモーメントマグニチュード***6.8程度以上の地震が発生した際などに、最短で約30分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表します。その後、有識者による評価を踏まえ、最短で約2時間後に、以下のいずれかの「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。以下のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合は、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表されます。

情報名	発表時の基本的対応	想定される状況
南海トラフ地震臨時情報 巨大地震警戒 (モーメントマグニチュード 8.0以上の地震が発生したと評価した場合)	最初の地震に対する緊急対応を取った後、自らの地域で発生が懸念される大規模地震に対して、明らかにリスクが高い事項については回避する防災対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していく。住民生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくないため、この「巨大地震警戒対応」を1週間継続し、その後は「巨大地震注意対応」に切り替える。	最初の地震で甚大な被害が発生し、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続する。被災地域以外では、交通インフラが一時停止するものの、安全確認後に再開され、ライフラインに大きな被害はない。

<p>南海トラフ地震臨時情報</p> <p>巨大地震注意 (モーメントマグニチュード 7.0以上の地震が発生したと評価した場合 [巨大地震警戒に該当する場合は除く])</p>	<p>住民や企業は、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応を取る。</p> <p>この「巨大地震注意対応」を1週間継続した後は、引き続き地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</p>	<p>震源地付近の地域では強い揺れを感じるものの、交通インフラやライフラインに大きな被害は発生せず、多くの地域で人的、物的にも大きな被害が発生していない状況。</p>
--	---	---

4. 企業に求められる対応

(1) 企業の防災対応の基本的な考え方

本ガイドラインが示す「南海トラフ地震臨時情報」発表時の企業の防災対応は、以下の考え方に基づいています。

- ・大規模地震発生時に明らかに従業員等の生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を実施する。
- ・不特定多数の者が利用する施設や、危険物取扱施設等については、出火防止措置等の施設点検を確実に実施する。
- ・それ以外の企業についても日頃からの地震への備えを再確認する等、警戒レベルを上げる。
- ・地震に備えた事業継続に当たっては、一時的に企業活動が低下しても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置を実施する。

(2) 現行BCPの見直しと防災対応検討の前提となる諸条件の確認

企業は、上記考え方を参照し現行BCPの見直しが推奨されます。具体的には、以下のような対応が求められます。

- ・以下(3)の検討項目や対応例を踏まえて現行BCPを必要に応じて見直す。
- ・地震発生時の各種対応策を「南海トラフ地震臨時情報」発表時に行うようルール化する。
- ・把握済みの自社脆弱性への対策の計画化を前倒しする。

BCPを未整備の場合は、速やかに策定することが求められます。

また、防災対応の検討時には、「南海トラフ地震臨時情報」の種類ごとに、発表時のライフラインの状況や避難勧告等の発令地域等を想定し、事業継続への影響を見込んでおくことも必要です。

(3) 防災対応における検討項目

「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震**警戒**)」発表時の企業の防災対応における主な検討項目は以下の通りです。「同臨時情報 (巨大地震**注意**)」発表時も、これらに準じた対応を検討します。

	検討項目	解説	主な対応例
(1)	必要な事業を継続するための措置	情報発表後の1週間を基本とする期間で、企業活動を効率的に継続する措置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・出社できない可能性のある従業員を把握し、必要な人員を再配置 ・代替となる人員や取引先の確保 ・継続すべき優先度の高い業務の選択
(2)	日頃からの地震への備えの	日頃からの地震への対策状況を再確認する。	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認

	再確認等警戒レベルを上げる措置		<ul style="list-style-type: none"> ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・発災時の職員の役割分担の確認
(3)	施設及び設備等の点検	地震発生時に被害が生ずるおそれのある施設や緊急的に稼働しないといけない設備等について、倒壊、破損、出火、動作不良等を防止するための措置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主要生産設備の点検 ・施設の耐震診断結果に基づく危険箇所の点検 ・転倒・落下物の危険箇所の点検 ・緊急用自動車の点検
(4)	従業員等の安全確保	通常通りの企業活動をした場合に生命に危険が及ぶ場合には、それを回避する措置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告に従った避難の実施 ・大津波警報等が発表された場合の避難誘導に関する自社計画の再確認
(5)	地震に備えて普段以上に警戒する措置	普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送ルートを津波の危険ある沿岸部から内陸に変更、利用する港の変更 ・燃料貯蔵や車両の常時満タン化 ・製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し ・定期的な重要データのバックアップ ・速やかに作業中断するための準備
(6)	地域への貢献	企業等は、それぞれの企業特性を活かして、後発地震に備えた地域における防災対応への貢献策を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品や各種生活必需品の提供 ・地域の自主防災組織との協働体制の構築（避難の支援など） ・避難場所の提供 ・応援人員の派遣
(7)	情報の伝達	南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外を含めた指揮命令の経路や方法の確認 ・情報収集の責任者の任命 ・情報の伝達範囲の確認 ・情報の伝達文の起案・準備
(8)	防災対応実施要員の確保等	防災対応の実施に必要な要員を検討し、確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・実施する防災対応の内容、作業量、所要時間等を踏まえた具体的な要員の確保、参集手段の検討 ・欠員に備えた代替要員の確保 ・職員のローテーションの検討

さらに、以下のような個別分野における防災対応については、本ガイドラインにそれぞれの留意事項が記載されているため、留意事項を踏まえた BCP の見直しが必要です。

水道、電気、ガス、通信、放送、金融、道路、海上・航空、鉄道事業・旅客運送、病院・劇場・百貨店・旅館・その他不特定かつ多数の物が出入りする施設、石油類・火薬類・高圧ガス、学校・社会福祉施設など

5. より実効的な BCP に向けた取り組み

本ガイドラインの内容を活用し、自社の BCP の実効性をより向上させるため、以下の実践を推奨します。

- ・災害対策本部の設置基準や要員の参集要件に、「南海トラフ地震臨時情報」の発表を追加
- ・「南海トラフ地震臨時情報」発表時における帰宅指示、自宅待機指示の方針（対象範囲や期間など）の検討
- ・防災対応の検討・決定段階からの関係機関等との協議
- ・従業員や顧客・来場者、地域住民等への防災対応の周知・共有
- ・訓練の定期的実施と結果を踏まえた見直し

なお、前述の通り本ガイドラインは「南海トラフ地震臨時情報」の発表が前提ですが、事前

の発表なく突発的に大規模地震が発生する可能性もあります。従って、地震対策は、従来通りそうした事前の発表なしに発生しうることも前提に準備する必要がある点に留意してください。

- * 対象地域の詳細は、内閣府防災情報のページ <http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/> 参照。
- ** 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合や「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）に発表される。すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。
- ***岩盤のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードのこと。一般に、マグニチュード（M）は地震計で観測される波の振幅から計算されるが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せない。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効。ただし、その値を求めるには高性能の地震計のデータを使った複雑な計算が必要なため、地震発生直後迅速に計算することや、規模の小さい地震で精度よく計算するのは困難。

リスクマネジメント第三部 危機管理・コンプライアンスグループ
マネージャー上席コンサルタント 細井 彰敏

以 上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。本誌を編集している以下のグループでは、危機管理、サステナビリティ、ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研(株) リスクマネジメント第三部
TEL.03-5296-8912 (危機管理・コンプライアンスグループ)
TEL.03-5296-8913 (サステナビリティグループ)
TEL.03-5296-8914 (統合リスクマネジメントグループ)
<https://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下のとおりです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応

<サステナビリティグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のリスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2019